

# 地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業実施要領

## (目的)

第1条 この要領は、「地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業」(以下「事業」という。)の実施について、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要領において「地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業」とは、地域の団体が主体となって、地域特性を活かし、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスから得られるエネルギー)を利用して発電を行い、発電により得られた電気を売電または利用する事業をいう。

## (事業計画の募集)

第3条 県は、事業の実施に際し、別に定める「地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業募集要項」により事業計画を募集する。

## (事業計画の要件)

第4条 県が募集する事業計画は、次の各号のいずれにも適合する事業とする。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備を新たに導入する事業であること
- (2) 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し、継続的に実施される事業であること
- (3) 地域の団体が主体となって行う事業であること

## (応募に必要な書類等)

第5条 事業に応募しようとする団体は、次に掲げる書類を作成の上、県が別途定める日までに提出するものとする。

- (1) 地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業申請書(様式1)
- (2) 地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業計画書(様式2)
- (3) その他関係書類

## (審査会の設置)

第6条 応募のあった事業計画の内容を審査するため、有識者等を構成員(以下「委員」という。)とする「地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業等審査会」(以下「審査会」という。)を農政環境部環境管理局温暖化対策課に設置する。

2 審査会の設置及び運営に関して必要な事項は別に定める。

## (審査方法)

第7条 審査は、別に定める「地域主導型再生可能エネルギー導入促進事業審査方針」によるものとする。

## (事業の採択)

第8条 県は、審査会において委員が評価した結果に基づいて、事業の採択を行うものとする。

## (採択の取消し)

第9条 県は、前条で事業計画の採択を受けた団体(以下「採択団体」という。)が、事業計画に従った事業を実施していないと認められるときは、その採択を取り消すことができる。

2 前項の規定による取消しに伴い、採択団体に損害が生じたとしても、採択団体は県に対してその損害の賠償を請求することはできない。

## (暴力団等の排除)

第10条 県は、次条第1号の意見を聴いた結果、事業に応募のあった者が次の各号のいずれかに該当

する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、採択をしない、または採択を取り消すものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び第 3 号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員（条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 9 条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に運営に関与している団体
- (3) 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している団体
- (4) 役員又は監督責任者が次に掲げる行為をした団体
  - ア 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用する行為
  - イ 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
  - ウ ア又はイに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による採択の取消しに準用する。

第 11 条 県は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 事業に応募のあった者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の事業において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第 12 条 採択団体は、採択された事業の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、県にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（支援措置）

第 13 条 県は、採択団体が事業を実施する際に必要となる経費について、貸付を行うことを（公財）ひょうご環境創造協会に求めるものとする。

2 貸付に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

（報告の徴収）

第 14 条 採択団体は、事業を実施するに至るまでの手順、及び毎年度の発電状況を、県の求めに応じて報告しなければならない。

2 県は、前項に定めるほか必要があると認めるときは、採択団体に対し、事業の実施状況等について報告を求めることができるほか、その報告内容を公表することができる。

（その他）

第 15 条 この事業の庶務は、農政環境部環境管理局温暖化対策課において処理する。

2 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。